

市議会だより なかま

■ 第135号 平成22年8月25日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



8月に新築移転された親子ひろばリンク

次の定例会は、9月3日から開催されます。

議員の一般質問は、9月6日10時から行います。

委員会の一般傍聴も行っていきます。

市議会では皆さまの傍聴をお待ちしています。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

平成二十二年六月定例会は、六月十一日に開会され、十四日間の会期で六月二十四日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、条例改正及び人事案件などあわせて十五件でした。

審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。

一方、議員提出議案は、意見書案一件が可決され、意見書案四件が否決されました。

常任委員会の審査

各常任委員会では、六月定例会会で付託された議案について審査しました。審査の内容は、次のとおりです。

総務委員会

【条例・その他】
中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い行うものです。急速な少子化とともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備する趣旨で、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正されており、今回の条例改正は、趣旨に基づき、本市の育児休業条例及び勤務時間条例の一部を改正するもので、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするためとして、関係条例に

おいて必要な事項等を定めるものとなっています。

主な内容としては、育児休業等を行うことができる職員等の改正で、職員の配偶者が専業主婦である場合など、配偶者が常態として養育できる場合は、育児休業や育児短時間勤務は認められていませんでしたが、改正後は、配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業や育児短時間勤務を取得することが可能となることや、これまでの育児休業の取得回数はごも一人につき原則一回であり、配偶者の疾病等により子の養育に著しい支障が生じる等の特別の事情がある場合等、一定の条件が満たされる場合を除き、再び育児休業を取得することができませんでしたが、今回の改正により、出生から五十七日

間以内に通称「産後パパ休暇」と呼ばれる育児休業を取得した職員は、特別の事情がなくても再び育児休業を取得することができるようになります。

また、小学校就業の始期に達するまでの子や疾病や老齢により介護を必要とする父母等がいる職員にあっては、職員本人の請求に基づき、深夜勤務や時間外を超えての勤務をさせてはならないとの定めがあり、今回の改正により、これらの制限に加え、三歳に満たない子のある職員が請求した場合には、災害その他避けることのできない事由に基づき臨時の勤務を除いて、超過勤務をさせてならないという規定が新設されるものです。

委員より、年次休暇制度や育児休業制度は必要な制度であるが、活用されるように、とりやすい現場環境整備に努めてほしいとの要望がありました。
全員賛成で可決しました。



議員提出議案

【可決したもの】

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

【否決したもの】

最低保障年金制度の実現に関する意見書
介護療養病床の廃止の撤回を求める意見書
労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書
沖縄・普天間基地の無条件撤去と国外移設を求める意見書

市長提出議案

【可決したもの】

中間市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

市民文教委員会

【条例・その他】 中間市税条例の一部を改正する 条例

今回の税制改正の主な内容は、まず、たばこ税の引き上げです。これは、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するために行うもので、現行の税率を千本に付き、三千二百九十八円から四千六百十八円に引き上げられます。

委員から、たばこ税の引き上げにより、どのくらいの税収となるのか。また、税収の見通しとしては減るのではないかと質疑があり、執行部から、過去には、買い控えによる本数の減少はありましたが、税収は伸びており、前年度より百万円の増収を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、子ども手当や高校無償化制度の創設により、所得税において年少扶養親族控除及び特定扶養親族控除が廃止となり、個人住民税においては非課税限度額制度は存続される。当該制度に活用するために、扶養控除の見直し後も扶養親族

に関する事項を把握するための措置として、給与支払者及び年金支払者は市に対して、扶養控除申告書を提出しなければならぬとするものです。

委員から、扶養親族の申告は、どのように行い、また、自主申告者は不利益を被らないかとの質疑があり、執行部から、基本的には本人が行い、市に提出することになっていますが、行政としてこの制度の周知を徹底させなければならぬと考えていますとの答弁がありました。

保健福祉委員会

【条例・その他】 中間市国民健康保険条例の一部を 改正する条例

今回の条例改正は、本年五月に医療保険制度の安定した運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

国民健康保険法では、保険料の滞納により被保険者証を返還した世帯主に、資格証明書を交付する場合、その世帯に十八歳までの高

校生世代の被保険者があるときは、有効期間を六か月とする被保険者証を交付すること。また、保険料を滞納している世帯主に交付する被保険者証について定める特別の有効期間は、十八歳までの高校生世代の被保険者証は、六か月以上としなければならぬとする改正が行われています。

このような改正に伴い、同法で、条項等の整理が行われていることから、本条例も改正するものとなっております。

討論において委員から、資格証明書は、年齢にかかわらず発行すべきではないが、今回は中学生から高校生に年齢を拡大して、資格証明書を短期保険証にするということなので賛成しますとの意見がありました。全員賛成で可決しました。

建設下水道委員会

【条例・その他】 （仮称）交流センター新築工事請負契約について

今回計画されている交流センターは、垣生公園地内の旧福祉センター跡地に建築予定で、敷地面積約四千

九百平方メートル、延床面積千三百三十二平方メートルの鉄骨造り二階建ての建物です。

地元の特産品、農産物などの食料品の販売を行う農産物直売所を常設するとともに、住民票・戸籍等の証明書を発行できる出張所を併設し、さらに、歴史民俗資料館をこの交流センターの一階に移転する計画となっております。

また、地域住民が利用できる学習・交流施設としての会議室や調理室に加え、子どもたちが自然体験・社会体験ができる「青少年教育施設」も設置される予定です。

人事紹介

監査委員

吉田 秀樹

教育委員会委員

板井 涼一

公平委員会委員

杉野 貴人
日高 英男

市議会の虚礼廃止について理解を

公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。

- 議員や後援会が寄附をしたり有料のあいさつ広告を出すこと
- 議員や後援会がお中元やお歳暮をすること
- 議員が暑中見舞いや年賀状などのあいさつ状を出すこと
- (自筆の答礼は除く)

市民や団体が議員に寄附などを求めること
市民の皆様のご理解をお願いします。

協働のまちづくりの推進について

古野嘉久議員

本市では、市民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進するために、市の基本的な計画などを策定する過程において、その案を広く市民に公表し、これに対する市民の意見を考慮し、計画などの決定を行うパブリックコメント制度を導入されていますが、どのように実施され、どのような成果があるのか伺います。

市長 実施方法については、まず、事業を所管する部署が制度を実施するべきかを判断し、実施が決定したものについて、市民の方々にできるだけ分かりやすく、正確かつ十分な情報となるよう、施策等の案のほか、作成した趣旨や背景、所管部署の考え方なども、できる限り公表するようにしています。具体的な広報手段としては、広報なかま及び中間市ホームページへの掲載と、市内の公共施設での閲覧と配布の方法により、実施しています。

市民の方からは、直接窓口で書面を持参していただいたり、郵送や電子メール等でご意見を頂戴することになります。寄せられた貴重なご意見等については、事業を所管する部署が取りまとめ、十分その内容を検討して、最終的な計画等の意思決定を行っております。

寄せられたご意見等の中には、専門的な観点からのご指摘、より市民参加ができるような体制づくりのご要望など、行政だけでは気づくことができなかったと思われる多彩で的確なご意見も多く含まれていて、意見集約の過程の中で、最終計画に反映させていただいているご意見も数多く存在します。

今後の課題としては、このパブリックコメント制度が実施されていることを如何にして、より多くの市民の方へ周知することができるといふ点、また、ともしれば専門的で、読みにくい行政の計画書や条例などを、いかにわかり易い形態で市民の方に情報提供ができるかという点であると考えています。

今後とも、より一層の市政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに市民の方との協働によるまちづくりの推進のため、パブリックコメント制度の充実に向けて、さらなる検討を図っていききたいと考えています。

市民の生命を守る予防と健康診査の充実について

掛田るみ子議員

近年の医療は、治療から予防の方向へシフトしてきています。元気な風がふくまちなかまの市民の健康を支援するため、本市の施策のさらなる充実に向けて伺います。

母乳を介して母子感染する成人T白血病の原因ウイルスHTLV-1の妊婦への周知と検査の実施状況及び公費助成について

子宮頸がん予防のため、無料クーポンが配布されたが、その検証とさらに予防効果の高い子宮頸がんワクチンの実施と公費助成について

糖尿病や脳梗塞などの原因にもなりうる歯周病予防のための検診の実施について

市長 福岡県内で実施している妊婦健康診査の健診項目には含まれていませんが、約八割以上の方は、妊婦健診時に抗体検査を受けていると言われています。



保健センター

さらなる周知の徹底については、産婦人科などの専門医の意見も聞きながら、母子健康手帳と一緒に関連資料を配布することや、保健センターで実施している母親学級などの機会を通じて、必要な情報提供を行うなど、普及・啓発に努めていきたいと考えています。

公費負担については、県や市の動向を見ながら、検討

討します。子宮頸がん予防のための取り組みは、昨年度から、女性特有のがん検診推進事業として取り組んでいきます。

二十一年度の子宮頸がん検診の受診者数は、対象者千三百十二人に対し三百一人で、受診率は、二十一・九%となっており、女性全体からの比率としても、十五・七%となっています。子宮頸がん予防ワクチン接種の公費負担については、公平性を損なわないように考慮し、国や県の動向も踏まえ、総合的に検討します。

本年度から生活習慣病対策の一環として、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるように、歯の喪失を予防することを目的として、歯周病疾患健診を実施します。

受診の方法は、集団健診と個別健診の二つの方法があり、集団健診は六月二十七日から、個別健診は七月一日から行います。

内容としては、対象者四十歳、五十歳、六十歳の方に問診、歯周組織検査、診察等を行うものです。

福岡県市町村福祉協会の
外国債購入問題について

中家多恵子議員

職員が福利厚生事業や退職職員の医療費補助をしている福祉協会が資産の運用と称して、取得額六億一千万円で外国債を購入している。その中には、償還期間三十年という長期のユーロ円債四億六千三百万円が含まれている。この債券を購入していた自治体では、議会の調査特別委員会が設置されるなどしている。

福祉協会は、アルゼンチン債で、大きな損失を出しているにもかかわらず、外国債の購入を続けているが、市民の血税と職員の掛け金をハイリスクの投資などで運用してよいのか、構成団体としての中間市の責任と福祉協会から脱会すべきではないか伺います。

市長 福岡県市町村福祉協会が保有するユーロ円債は、同協会の資金運用規程により運用され、本市の債券運用指針にも、おおむね適合しています。

しかしながら、本市の債券運用指針には、金利変動や流動性リスクの対応として、

新発債、既発債を問わず、残存期間がおおむね五年以内であることと規定されていますが、福祉協会が保有するユーロ円債のなかには、その償還期間が三十年と設定された証券も存在しているのも事実です。

議員ご指摘のとおり、償還期間が長くなれば、金利変動リスクや流動性リスクも必然的に大きくなります。

構成団体としての責任をどう考えているのか、とのご質問ですが、福岡県市町村福祉協会定款第二十六条には、「資産は理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を得て定める」と規定しています。

従って、理事として任命されていない本市は、資産管理に関する意思決定に携わる機会がありません。

もちろん、そのことをもって、全ての責任を回避するということではありませんが、債券問題に限らず、コンプライアンスの観点、公金管理の観点等からみて、不適切な運用等があらば、構成団体の一員として、今後とも機会あることにその是正を強く求めていくことを得ません。

また、同協会からの脱会については、関係各方面への影響等も考慮しますと、そのお約束はできません。

住宅リフォームの助成
制度について

宮下寛議員

地域の活性化に大きく寄与する制度として、全国的にこの制度が広がっています。県内でも筑後市で、昨年八月より実施されています。

市民が市内の業者に依頼した住宅改修工事に対して、市が一定の額を助成する制度で、五百万円の予算が十月には受付終了となるほどで、直接工事費だけでなく、直接工事費だけで六千五百万円を超える金額になったといわれています。業者は勿論のこと、雇用の促進等を考えると地域の活性化に大きく寄与していることは明らかです。

このような住宅リフォームの助成制度を提案するものですが見解を伺います。

市長 本市では、行財政改革を進めている中であり、このような制度を導入することには、慎重にならざるを得ません。

なお、国の事業である住宅エコポイント制度や、介護保険制度による住宅改修費及び住みよか事業による高齢者や身体障害者に対する補助制度などもある中で、この制度の導入については、近隣市町の動向を見ながら、検討したいと考えています。

また、地域経済活性化対策事業としては、中間市地域振興券「元気な風 商品券」を七月から発売します。

これは、市内の事業所で使える10%のプレミアムがついた商品券であり、住宅リフォームにも活用することができますので、個人消費の拡大と地域経済の活性化に一定の経済効果があると考えています。

地域ブランドなかま銘菓
創作事業について

草場満彦議員

なかま銘菓の創作を昨年度から予算計上し取り組んでいます。大半の市民の方はご存知ないと思います。

取り組みの目的と経緯、そして現状と今後の予定を伺います。

市長 経緯としては、二十一年に行われた市制施行五十

周年記念事業の企画の中で、長年、市民に愛されてきた「鶴饅頭」が、後継者がいないことにより廃業されたため、これに代わる中間銘菓を創作したいとの思いから、新銘菓創作コンテストを開催し、優秀作品を中間銘菓にする事業を中間商工会議所とともに進めました。

この事業の最大の目的は、契約切り等にあつた労働者の緊急な雇用の確保にあります。

もうひとつの目的は、中間銘菓のレシピを作成し、完成したレシピに関する全ての権利を中間市が所有し、市内の銘菓製造希望者に対し、一定の条件のもとで、レシピを使用してもらい、誰でも製造することができる地域ブランドを創作することです。

現状としては、二年目を迎えています。委託事業者が雇用労働者と共に新作菓子を創意工夫しながら、製作しています。

今年度も引き続き、試作品の改良と新作菓子の創作を行い、年度内には、中間銘菓として完成させたいと考えています。

空き家の管理について

掛田るみ子議員

名義変更もされず放置された空き家は、管理者も明確ではなく荒れ放題で、環境上も防犯上も問題が多く、本市として、どのように対処しているのか、地域の力を借りて早めに掌握し、管理者を明確にした上で、課税課と連携し管理してはいかがですか。

市長 具体的には、市民等からの情報提供を受けた後は、直ちに現地を確認し、特に危険と判断した廃屋については、消防署に対し、暴風や豪雨時のパトロールの実施を指示し、また、教育委員会に対しても児童・生徒への登下校時の注意喚起を依頼しています。ほかにも、警察の巡回パトロールの強化など、可能な限りの対策を行っています。また、これらの安全確保策に併せ、付近住民への聞き取りや、課税課・市民課と連携し、課税台帳、住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等により、所有者の確認を行っており、さらに、所有者死亡の際は、相続権

者の調査を行い、判明次第、これら該当者に対して、住宅を適正管理するよう、依頼を行っています。

依頼を受け、応急的な措置や解体撤去を行っていただけのケースがほとんどですが、一部では、所有者等が所在不明や返答がないケース、判明しても本人が資金不足のため、必要な管理がなされないケースがあることも事実です。

個人の財産を行政の管理下に置くことや、市民の皆様から納付された税金を使い、特定の個人の財産を処理することについては、慎重な検討・判断が必要とされ、多くの自治体で有効な解決策がないのが現状です。

従って、本市では、引き続き、町内や地域住民のご協力による廃屋の状況把握や所有者等への理解を求めていき、辛抱強く解決に結びつけていきたいと考えています。

廃園後の児童遊園の有効活用について

草場満彦議員

三月定例会の答弁では、「廃園後の用地は関係法令

に照らし売却は困難であり、現在は緑地と広場として、市有地のまま維持管理している」とのことでした。緑地の定義が不透明です。たとえば、家庭菜園等の活用は可能なのか伺います。



廃園後の児童遊園

市長 廃園の後の児童遊園用地は、関係法令に照らし、問題のないものは売却あるいは地主へ返却し、その他は遊具を撤去し、緑地や広場として所管課が維持管理を行っています。

都市計画法の開発許可基準では、三千平方メートル以上の開発行為を行う場合

は、広さに応じて一定規模の公園、緑地、広場を設けるよう定められています。この緑地については、明確な定義はありませんが、建物や建つてない公開空地等が確保され、引き続き空地として管理がなされることとが確保されれば形式にこだわらないと解釈されます。

よって、家庭菜園等に活用することは問題ないと考えられますが、あくまでも特定の人にのみ使用させるのは問題があり、町内会等管理団体の組織から要望が出ましたら有効利用について協議したいと考えています。

介護保険制度について

青木孝子議員

経済的理由で介護を受けられない人をなくすために、所得の少ない高齢者に対して、自治体独自の保険料や利用料の減額・免除の制度をつくってはいかがですか。

市長 介護保険事業については、二十一年度から二十三年度を計画期間とする、第四期中間市高齢者総合保

健福祉計画に基づいて、事業を実施しています。第四期中の保険料については、被保険者の負担能力に応じて、保険料段階及び保険料負担段階を六段階から七段階にし、四段階中に軽減措置の特例を設け、低所得者に対し配慮を行い、また所得の多い方に対しては、相応の負担をお願いしています。

高齢化が進展する中、本市においても、年々高齢者が増加し、介護給付費も増加しています。介護保険は、すべての被保険者に保険料を負担していただき、社会全体で介護を支え、助け合う仕組みであり、第四期中に中間市独自の保険料及び利用料の減額、免除制度については、考えていません。

しかしながら、今後の社会情勢等を踏まえ、二十三年度に開催する第五期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会の中で、各委員の意見等を十分に聞き、また、参考にしながら保険料、利用料の減免制度等について協議していきたいと思っています。

就学援助制度について

青木孝子議員

親の経済状況の悪化によって、児童生徒の眼鏡を購入できない家庭が増えていきます。眼鏡の料金を就学援助の対象に上乗せしてはいかがですか。

教育長 就学援助費の内容としては、学校生活で必要な学用品の購入費、給食費、修学旅行費及び医療費等が対象で、これらの就学援助費は、すべての児童生徒が必要とするものを対象としています。

眼鏡の購入については、医療費の範疇に入ると考えられますが、この医療費については、学校保健安全法第二十四条で、感染症又は学習に支障を生じる恐れのある疾病の治療費を市町村が負担するよう定めています。

現在、医療費援助の対象となる疾病は、トラコーマ及び結膜炎、中耳炎など六種であり、眼鏡の購入費は、援助の対象となっていない

従って、眼鏡の購入費を新たに就学援助費支給対象

項目に加えることは、市独自の援助事業として新たな財政負担となるものです。

しかしながら、学習や生活に支障が生じることもあると思われることから、今後、他市の動向等について調査研究してまいります。長引く景気の低迷により、就学援助費自体が増加傾向にある中、本市では、現在のところ、眼鏡の購入費の援助については、極めて厳しい状況にあると考えています。

学校給食の民間委託について

宮下寛議員

底井野小学校における学校給食は、調理部門だけを民間業者に委託しています。子どもたちが安心して食事をし、そして健康な体と精神を育んでいくために給食を作る現場では、毎日大変なご苦労をされている

と思います。これまでは栄養士さん、調理員さんと同じ公務員として意見を出し合うなど緊密な打ち合わせが出来たのですが、今はそれが簡単ではありません。直接には指示が出来ないようになっていきます。

どのような方法を取っているのか伺います。



底井野小学校

教育長 具体的には、学校栄養職員は、献立に基づく調理業務指示書、作業工程表及び作業動線図等で、現場責任者に対して、調理の指示を行います。

献立は、学校長、給食主任、学校栄養職員、給食調理員で構成する、献立委員会で決定した献立内容で、ひと月ごとの給食献立を作成し、学校栄養職員は、献立に基づく調理業務指示書及び調理作業工程表により調理の指示を行います。食材は、直営校と同じく、

調理員は学校側が購入したものを、数量及び品質を確認の上、引き取ります。

さらに、調理工程の中間及び、出来上がり段階時においても温度や味などの確認を行っています。最終的に学校栄養職員がチェックをしています。

また、アレルギー除去食等についても、学校栄養職員が指示書により業務責任者に指示しています。

以上のように、学校栄養職員が、業務責任者と業務指示書に基づき事前に打合せを行っています。

現在、底井野小学校では、学校栄養職員は、衛生管理全般についても、事前に「学校給食衛生管理マニュアル」に沿って、給食全体の衛生管理の指示を行っており、さらに、その献立ごとの調理作業工程表に沿った衛生管理ポイントの指示も行います。その他細部にわたっては、委託業者と契約で交わした「学校給食調理等業務委託仕様書」に沿って業務を行うよう十分な協議をしています。

民間委託による調理等業務に当たっては、直営校と何ら変わることがない業務

であり、今後もこれまで通り、安全・安心に細心の注意を払いながら、おいしい学校給食の提供に取り組んでいく考えです。

議員 国の「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に関する疑義応答集によると、文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も偽装請負と判断されるとあります。

労働法制の遵守については、この疑義応答集を読んで頂き、評価委員会の中で検討してもらいたい。

市議会会議録は閲覧ができます！

「市議会だより」は、本会議の質問や答弁を要約して掲載していますので、詳しい内容は、「市議会会議録」をご覧ください。

会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページにも会議録を掲載しています。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>